

奈良県営住宅における管理運営の適正化に向けた取り組みについて

奈良県住宅課では、県営住宅の適正な管理運営に取り組んでいます。
平成26年度の取り組みについて、とりまとめたので公表します。

I 督促等関係

1. 家賃滞納者に対する督促等 : 1,559件 (累計) (前年度累計:1,676件)
590世帯 (実数) (前年度実施数:660世帯)

(内訳:支払い督促 752件、連帯保証人への納付依頼 162件、明渡の通知 577件、
訴訟和解後の強制執行警告 68件)

※ ただし、支払い状況に応じて同じ者に複数回督促等を行う場合がある。

2. 家賃滞納戸数 : 768世帯(前年度末時点の滞納戸数:813世帯)

※ 平成26年度末現在での1ヶ月以上等の滞納世帯であって、請求、分納履行中及び督促等を実施した世帯を含む。

3. 高額所得認定者に対する明渡督促 : 29件(前年度の督促総件数:1件)
自主退去 : 13件
認定取消 : 6件
明渡期限延長 : 7件

※ 平成21年4月1日付で改正された公営住宅法施行令の経過措置が平成25年度末で終了したため、今年度の高額所得認定者数が多くなったもの

II 訴訟等関係

1. 明渡等請求訴訟申立て

申立件数:14件(前年度:15件)

申立理由:家賃滞納

2. 明渡等請求訴訟判決

勝訴・和解件数 : 13件

係争中 : 1件

3. 強制執行による明渡

執行済件数 : 13件 (うち1件は、平成17年度の和解不履行者)

※ H27.3.31現在、入居戸数:6,608戸